

令和3年度 市・県民税（個人住民税）の申告について

令和3年度 市・県民税を申告していただく時期となりました。令和2年1月1日～12月31日（以下「令和2年中」という。）の所得等について「市民税・県民税申告書」に必要な事項を記入の上、提出期限の**令和3年3月15日(月)まで**にご提出ください。なお、**2月5日(金)から3月15日(月)**の間は、税務課職員は各地区へ申告相談に出張しているため、この期間に市役所税務課窓口へお越しいただいても、記入済み申告書の受取りはできませんのでご注意ください。

市・県民税の申告は、市・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料等の算出の基礎となります。また、各種届出・申請に必要な証明書を発行するために必要な重要な資料にもなります。

市・県民税の申告が必要な方

市・県民税の申告書を提出していただく必要のある方は、**令和3年1月1日現在飯田市にお住まいの方**で、次の1から4のいずれかの条件に該当される方です。

ただし、**所得税の確定申告をされる方は、この申告書の提出は不要**です。

1 給与収入があり、次の(1)、(2)又は(3)に該当する方

(1) 年末調整の済んでいる給与のほかに収入がある方

※その他の所得金額が20万円を超える場合や2か所以上からの給与収入がある場合は、所得税の確定申告が必要

(2) 令和2年中に、わずかでもアルバイト、パートなどをしていた方

(3) 「源泉徴収票」に記載されている控除以外の各種控除の適用を受ける方（医療費控除や扶養親族の追加など）

2 公的年金を受給していて、公的年金の収入金額が400万円以下かつ次の(1)又は(2)に該当する方

(1) 「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない各種控除の適用を受ける方（医療費控除、生命保険料控除及び扶養親族の追加など）

(2) 公的年金収入のほかに、収入がある方

※その他の所得金額が20万円を超える場合や公的年金収入の合計額が400万円を超える場合、給与や公的年金から源泉徴収されている所得税の還付を受けられる場合は、所得税の確定申告が必要

3 給与・公的年金以外の収入(営業等、農業、不動産、配当など)があった方

4 令和2年中の収入がない方、収入が非課税所得のみ(障害年金、遺族年金、失業手当など)の方

収入がなかった場合は、収入がなかったということを申告してください。所得証明書の発行や国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育料等の算出の基礎となります。

！政府からの定額給付金(1人あたり10万円)は課税所得ではないので申告不要です！

その他の給付金については課税対象の可能性あります。→ P.3 補足資料

○次の方は申告の必要はありません

- ・勤務先（1か所のみ）での**年末調整が済んでおり**、それ以外の**所得や控除の追加、変更がない方**
- ・**公的年金収入が年間400万円未満**であり、それ以外の**所得や控除の追加、変更がない方**
- ・**収入がなく、家族の税制上の扶養にとられている方**

申告の方法

申告相談会場は大変混み合います。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ご来場される以外の方法での申告にご協力下さい。

ご来場以外の申告方法

○市役所税務課窓口、各自治振興センター窓口への申告書の持ち込みや郵送による提出

（確定申告書・市県民税申告書ともに作成済のものに限ります。）

○国税庁ホームページからアクセスできる「確定申告書等作成コーナー」の利用

確定申告書の作成から送信までがパソコンやスマートフォンでできます（確定申告書の作成を画面上で行い、印刷したものを郵送提出するといった利用も可能です）。是非ともご活用ください。※電子送信をする場合はマイナンバーカードとICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォンが必要です。市・県民税申告書の作成については、飯田市Webサイトに入力支援フォーム（Excelファイル）がございます。（電子送信には対応していません）

申告書送付先・お問い合わせはこちらへ

〒395-8501 飯田市大久保町2534番地 飯田市役所 税務課市民税係
電話 0265-22-4511 内線 5161、5162、5163

申告書の書き方 【表面】

令和 年 月 日提出
飯田市長 あて

この欄には記載しないでください
整理番号

現住所	フリガナ	氏名	
1月1日現在の住所	あ		
業種又は職業			
個人番号		生年月日	
明大昭平年月日		日中の連絡先(電話番号)	

こちらには何も記入しないでください。

3	所得から差し引かれる金額に関する事項																																																																																																																									
1	収入金額等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>事業</td><td>営業等</td><td>ア</td></tr> <tr><td>業</td><td>業</td><td>イ</td></tr> <tr><td>不</td><td>不動産</td><td>ウ</td></tr> <tr><td>利</td><td>子</td><td>エ</td></tr> <tr><td>配</td><td>当</td><td>オ</td></tr> <tr><td>給</td><td>与</td><td>カ</td></tr> <tr><td>雑</td><td>公的年金等</td><td>キ</td></tr> <tr><td></td><td>業</td><td>ク</td></tr> <tr><td></td><td>その他</td><td>ケ</td></tr> <tr><td></td><td>短期</td><td>コ</td></tr> <tr><td></td><td>長期</td><td>サ</td></tr> <tr><td></td><td>一時</td><td>シ</td></tr> <tr><td>2</td><td>所得金額</td><td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>事業</td><td>営業等</td><td>①</td></tr> <tr><td>業</td><td>業</td><td>②</td></tr> <tr><td>不</td><td>不動産</td><td>③</td></tr> <tr><td>利</td><td>子</td><td>④</td></tr> <tr><td>配</td><td>当</td><td>⑤</td></tr> <tr><td>給</td><td>与</td><td>⑥</td></tr> <tr><td>雑</td><td>公的年金等</td><td>⑦</td></tr> <tr><td></td><td>業</td><td>⑧</td></tr> <tr><td></td><td>その他</td><td>⑨</td></tr> <tr><td></td><td>合計(⑦+⑧+⑨)</td><td>⑩</td></tr> <tr><td></td><td>総合課税・一時</td><td>⑪</td></tr> <tr><td></td><td>①～⑩の合計</td><td>⑫</td></tr> </table> </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>所得から差し引かれる金額</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>社会保険料控除</td><td>13</td></tr> <tr><td>小規模企業</td><td>14</td></tr> <tr><td>共済等掛金控除</td><td>15</td></tr> <tr><td>生命保険料控除</td><td>16</td></tr> <tr><td>地震保険料控除</td><td>17</td></tr> <tr><td>寡婦、ひとり親控除</td><td>18</td></tr> <tr><td>勤労学生</td><td>19</td></tr> <tr><td>障害者控除</td><td>20</td></tr> <tr><td>配偶者(特別)控除</td><td>21</td></tr> <tr><td>扶養控除</td><td>22</td></tr> <tr><td>基礎控除</td><td>23</td></tr> <tr><td>⑬から⑳までの計</td><td>24</td></tr> <tr><td>雑損控除</td><td>25</td></tr> <tr><td>医療費控除</td><td>26</td></tr> <tr><td>合計(25+26+27)</td><td>27</td></tr> </table> </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td>給与・公的年金等に係る所得以外(令和3年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法</td> <td> <input type="checkbox"/> 給与から差引き(特別) <input type="checkbox"/> 自分で納付(普通徴収) 地方税法附則第4条の4の規定の適用を受ける場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。 「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう)を記載してください。 </td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">20</td> <td style="width: 40%;">参考事項 前年中に所得がなかった人</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>扶養又は仕送りを受けた人</td> <td>非課税所得の受給があった人(遺族年金、障害年金、雇用保険(失業手当))</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名・続柄・住所</td> <td>その他</td> </tr> </table> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content; text-align: center;"> <p>え</p> </div> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content; text-align: center;"> <p>う</p> </div> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content; text-align: center;"> <p>き</p> </div> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content; text-align: center;"> <p>い</p> </div> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content; text-align: center;"> <p>か</p> </div> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; width: fit-content; text-align: center;"> <p>お</p> </div>	事業	営業等	ア	業	業	イ	不	不動産	ウ	利	子	エ	配	当	オ	給	与	カ	雑	公的年金等	キ		業	ク		その他	ケ		短期	コ		長期	サ		一時	シ	2	所得金額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>事業</td><td>営業等</td><td>①</td></tr> <tr><td>業</td><td>業</td><td>②</td></tr> <tr><td>不</td><td>不動産</td><td>③</td></tr> <tr><td>利</td><td>子</td><td>④</td></tr> <tr><td>配</td><td>当</td><td>⑤</td></tr> <tr><td>給</td><td>与</td><td>⑥</td></tr> <tr><td>雑</td><td>公的年金等</td><td>⑦</td></tr> <tr><td></td><td>業</td><td>⑧</td></tr> <tr><td></td><td>その他</td><td>⑨</td></tr> <tr><td></td><td>合計(⑦+⑧+⑨)</td><td>⑩</td></tr> <tr><td></td><td>総合課税・一時</td><td>⑪</td></tr> <tr><td></td><td>①～⑩の合計</td><td>⑫</td></tr> </table>	事業	営業等	①	業	業	②	不	不動産	③	利	子	④	配	当	⑤	給	与	⑥	雑	公的年金等	⑦		業	⑧		その他	⑨		合計(⑦+⑧+⑨)	⑩		総合課税・一時	⑪		①～⑩の合計	⑫	4	所得から差し引かれる金額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>社会保険料控除</td><td>13</td></tr> <tr><td>小規模企業</td><td>14</td></tr> <tr><td>共済等掛金控除</td><td>15</td></tr> <tr><td>生命保険料控除</td><td>16</td></tr> <tr><td>地震保険料控除</td><td>17</td></tr> <tr><td>寡婦、ひとり親控除</td><td>18</td></tr> <tr><td>勤労学生</td><td>19</td></tr> <tr><td>障害者控除</td><td>20</td></tr> <tr><td>配偶者(特別)控除</td><td>21</td></tr> <tr><td>扶養控除</td><td>22</td></tr> <tr><td>基礎控除</td><td>23</td></tr> <tr><td>⑬から⑳までの計</td><td>24</td></tr> <tr><td>雑損控除</td><td>25</td></tr> <tr><td>医療費控除</td><td>26</td></tr> <tr><td>合計(25+26+27)</td><td>27</td></tr> </table>	社会保険料控除	13	小規模企業	14	共済等掛金控除	15	生命保険料控除	16	地震保険料控除	17	寡婦、ひとり親控除	18	勤労学生	19	障害者控除	20	配偶者(特別)控除	21	扶養控除	22	基礎控除	23	⑬から⑳までの計	24	雑損控除	25	医療費控除	26	合計(25+26+27)	27	5	給与・公的年金等に係る所得以外(令和3年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	<input type="checkbox"/> 給与から差引き(特別) <input type="checkbox"/> 自分で納付(普通徴収) 地方税法附則第4条の4の規定の適用を受ける場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。 「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう)を記載してください。	20	参考事項 前年中に所得がなかった人			扶養又は仕送りを受けた人	非課税所得の受給があった人(遺族年金、障害年金、雇用保険(失業手当))		氏名・続柄・住所	その他
事業	営業等	ア																																																																																																																								
業	業	イ																																																																																																																								
不	不動産	ウ																																																																																																																								
利	子	エ																																																																																																																								
配	当	オ																																																																																																																								
給	与	カ																																																																																																																								
雑	公的年金等	キ																																																																																																																								
	業	ク																																																																																																																								
	その他	ケ																																																																																																																								
	短期	コ																																																																																																																								
	長期	サ																																																																																																																								
	一時	シ																																																																																																																								
2	所得金額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>事業</td><td>営業等</td><td>①</td></tr> <tr><td>業</td><td>業</td><td>②</td></tr> <tr><td>不</td><td>不動産</td><td>③</td></tr> <tr><td>利</td><td>子</td><td>④</td></tr> <tr><td>配</td><td>当</td><td>⑤</td></tr> <tr><td>給</td><td>与</td><td>⑥</td></tr> <tr><td>雑</td><td>公的年金等</td><td>⑦</td></tr> <tr><td></td><td>業</td><td>⑧</td></tr> <tr><td></td><td>その他</td><td>⑨</td></tr> <tr><td></td><td>合計(⑦+⑧+⑨)</td><td>⑩</td></tr> <tr><td></td><td>総合課税・一時</td><td>⑪</td></tr> <tr><td></td><td>①～⑩の合計</td><td>⑫</td></tr> </table>	事業	営業等	①	業	業	②	不	不動産	③	利	子	④	配	当	⑤	給	与	⑥	雑	公的年金等	⑦		業	⑧		その他	⑨		合計(⑦+⑧+⑨)	⑩		総合課税・一時	⑪		①～⑩の合計	⑫																																																																																				
事業	営業等	①																																																																																																																								
業	業	②																																																																																																																								
不	不動産	③																																																																																																																								
利	子	④																																																																																																																								
配	当	⑤																																																																																																																								
給	与	⑥																																																																																																																								
雑	公的年金等	⑦																																																																																																																								
	業	⑧																																																																																																																								
	その他	⑨																																																																																																																								
	合計(⑦+⑧+⑨)	⑩																																																																																																																								
	総合課税・一時	⑪																																																																																																																								
	①～⑩の合計	⑫																																																																																																																								
4	所得から差し引かれる金額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>社会保険料控除</td><td>13</td></tr> <tr><td>小規模企業</td><td>14</td></tr> <tr><td>共済等掛金控除</td><td>15</td></tr> <tr><td>生命保険料控除</td><td>16</td></tr> <tr><td>地震保険料控除</td><td>17</td></tr> <tr><td>寡婦、ひとり親控除</td><td>18</td></tr> <tr><td>勤労学生</td><td>19</td></tr> <tr><td>障害者控除</td><td>20</td></tr> <tr><td>配偶者(特別)控除</td><td>21</td></tr> <tr><td>扶養控除</td><td>22</td></tr> <tr><td>基礎控除</td><td>23</td></tr> <tr><td>⑬から⑳までの計</td><td>24</td></tr> <tr><td>雑損控除</td><td>25</td></tr> <tr><td>医療費控除</td><td>26</td></tr> <tr><td>合計(25+26+27)</td><td>27</td></tr> </table>	社会保険料控除	13	小規模企業	14	共済等掛金控除	15	生命保険料控除	16	地震保険料控除	17	寡婦、ひとり親控除	18	勤労学生	19	障害者控除	20	配偶者(特別)控除	21	扶養控除	22	基礎控除	23	⑬から⑳までの計	24	雑損控除	25	医療費控除	26	合計(25+26+27)	27																																																																																										
社会保険料控除	13																																																																																																																									
小規模企業	14																																																																																																																									
共済等掛金控除	15																																																																																																																									
生命保険料控除	16																																																																																																																									
地震保険料控除	17																																																																																																																									
寡婦、ひとり親控除	18																																																																																																																									
勤労学生	19																																																																																																																									
障害者控除	20																																																																																																																									
配偶者(特別)控除	21																																																																																																																									
扶養控除	22																																																																																																																									
基礎控除	23																																																																																																																									
⑬から⑳までの計	24																																																																																																																									
雑損控除	25																																																																																																																									
医療費控除	26																																																																																																																									
合計(25+26+27)	27																																																																																																																									
5	給与・公的年金等に係る所得以外(令和3年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	<input type="checkbox"/> 給与から差引き(特別) <input type="checkbox"/> 自分で納付(普通徴収) 地方税法附則第4条の4の規定の適用を受ける場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。 「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう)を記載してください。																																																																																																																								
20	参考事項 前年中に所得がなかった人																																																																																																																									
	扶養又は仕送りを受けた人	非課税所得の受給があった人(遺族年金、障害年金、雇用保険(失業手当))																																																																																																																								
	氏名・続柄・住所	その他																																																																																																																								

あ 住所、氏名、電話番号等

現住所、令和3年1月1日時点の住所、氏名、フリガナ、個人番号、業種又は職業、生年月日、日中連絡の取れる電話番号を記入し、氏名の横に必ず印鑑を押してください。

い 1 収入金額等、2 所得金額

所得の種類ごとに、令和2年1月1日から12月31日までの間の収入金額と所得金額(収入金額から必要経費等を差し引いた額)を記入します。収入金額を「1 収入金額等」のア～シ欄に、所得金額を「2 所得金額」の①～⑩欄に記入し、①～⑩の合計を⑫に記入してください。

所得の種類と内容についての詳細は、右の「表1」を参考にしてください。

⑤ 給与・公的年金に係る所得以外の市民税・県民税の納付方法

市・県民税を給与から差引く方法で納付されている方で、給与・公的年金等以外(令和3年4月1日において65歳未満の方は給与以外)の所得がある方については、その所得分の市・県民税を給与所得分の市・県民税と合算して給与から差引き納付するか、自分で納付するかを選択できます。

「給与から差引き(特別徴収)」と「自分で納付(普通徴収)」のいずれかを選択し、選択する方の□に☑をしてください。どちらにもチェックをされなかった場合は、「給与から差引き(特別徴収)」の扱いになりますのでご注意ください。

⑥ 前年中に所得がなかった人などの記入欄

令和2年中の非課税所得(障害年金、遺族年金、失業手当など)の内容や生活費の状況、病気療養中等のその他の事情について記入してください。

⑦ 上場株式等の配当等及び譲渡所得等の申告・課税方法

所得税の確定申告とは別に、市民税・県民税申告書を提出することで、確定申告とは異なる課税方法を選択できます。

「総合課税」、「申告分離課税」と「申告不要制度」のいずれかを選択し、□に☑を入れてください。

《表1 収入・所得等一覧》

所得の種類	内 容	必要経費等	記載欄
事業所得	営業等	その収入を得るために支出した費用、専従者給与 ◎必要書類・・・収支内訳書	1のア 2の①
	農業		1のイ 2の②
不動産所得	アパート、マンション、貸家、貸地(小作料・駐車場なども含む。)などから生ずる所得		1のウ 2の③
利子所得	公債、社債、預金の利子、合同運用信託や公社債投資信託の分配金などの所得	なし	1のエ 2の④
配当所得	法人から受け取る株式の配当金、証券投資信託の分配金などの所得 ◎必要書類・・・支払通知書等	元本を取得するために要した負債の利子	1のオ 2の⑤
給与所得	給与、賃金、賞与(パート、アルバイトを含む)等の所得 ◎必要書類・・・源泉徴収票 ※源泉徴収票のない方は、申告書裏面「6 給与所得の内訳」にご記入ください。	※[P.4 資料① 給与所得の計算表]により給与所得の金額を計算してください。所得金額調整控除がある場合は、控除後の金額を記載。	1のカ 2の⑥
雑所得	公的年金等	国民年金、厚生年金、共済年金、恩給等の所得 ◎必要書類・・・源泉徴収票	※[P.4 資料② 公的年金等に係る雑所得の計算表]により公的年金等に係る雑所得の金額を計算してください。 1のキ 2の⑦
	業務	講演料、原稿料(著述家以外の方が受け取るもの)、印税、シルバー人材センター配分金、インターネットオークションなどの個人間取引、食料品の配達の報酬など、副業による所得 ◎必要書類・・・支払われた額等の証明	その収入を得るために支出した費用 1のク 2の⑧
	その他	他の所得に含まれないもの。生命保険の個人年金、互助年金などの所得 ◎必要書類・・・支払われた額等の証明書	その収入を得るために支出した費用 1のケ 2の⑨
総合譲渡	自動車、機械機具、骨とう、貴金属などの資産の譲渡による所得(商品、原材料などの棚卸資産は除かれます。) ○短期・・・資産取得後5年以内の譲渡 ○長期・・・資産取得後5年超の譲渡	譲渡した資産の取得費と、譲渡するために要した費用(特別控除額は、「50万円」か「譲渡益」のいずれか少ない方)	1のコ、 2の⑩
一時所得	生命保険の一時金、損害保険の満期返戻金などの所得	その収入を得るために、支出した費用(特別控除額は、「50万円」か「収入-必要経費」のいずれか少ない方)	1のシ 2の⑪

(補足資料 各種給付金の取り扱い)

●非課税の収入については、申告書への記入はしないでください。

対象	給付金の名称	実施主体	内容	課税有無
個人	特別定額給付金	飯田市	1人10万円	非課税
	ひとり親世帯臨時特別給付金、子育て世帯への臨時特別給付金、児童扶養手当受給世帯への臨時特別給付金、給付型奨学金、住居確保給付金等		—	
	飯田市新生児育児応援支援金		R2.4.28~R3.4.1までに出生した方 1人5万円	
事業者	持続化給付金、飯田市持続化支援給付金、新しい生活様式定着支援補助金、サテライトオフィス開設費用補助金、家賃支援給付金、新型コロナウイルス拡大防止協力事業者特例支援金等	国、市	—	課税 (一時所得)
				課税 (事業所得等に含めて計算)

【資料① 給与所得の計算表】

給与収入金額の合計（申告書表面の力の金額） (A)

給与収入額 (Aの額)	給与所得の計算	
0円～550,999円	0円	
551,000円～1,618,999円	(A) - 550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	(A) ÷ 4 = (B)	(B) × 4 × 60% + 100,000円
1,800,000円～3,599,999円	(千円未満切り捨て)	(B) × 4 × 70% - 80,000円
3,600,000円～6,599,999円		(B) × 4 × 80% - 440,000円
6,600,000円～8,499,999円	(A) × 90% - 1,100,000円	
8,500,000円以上	(A) - 1,950,000円	

給与所得の金額 (A1)	円
給与所得(A1)と公的年金に係る雑所得(B1)の合計が10万円を超える方は、所得金額調整控除(A2)を計算し、給与所得から控除してください。該当しない方は(A1)を「2所得金額」の⑥に記入してください。	
所得金額調整控除(A2) = A1(10万円以上なら10万円) + B1(10万円以上なら10万円) - 10万円	
所得金額調整控除(A2)	円
(所得金額調整控除後の給与所得) = A1 - A2	円
こちらを申告書「2所得金額」の⑥に記入してください。	

【資料② 公的年金等に係る雑所得の計算表】

公的年金の収入金額（申告書表面1のキの金額） (B) 円

公的年金に係る雑所得以外の所得に係る合計所得 (C) 円

	(B)の金額	割合 (D)	(E)		
			(C)の金額が		
			1,000万円以下	1000万円超、2000万円以下	2,000万円超
昭和31年1月2日以後生まれの方	0円～1,300,000円	× 100%	600,000円	500,000円	400,000円
	1,300,001円～4,100,000円	× 75%	275,000円	175,000円	75,000円
	4,100,001円～7,700,000円	× 85%	685,000円	585,000円	485,000円
	7,700,001円～10,000,000円	× 95%	1,455,000円	1,355,000円	1,255,000円
昭和31年1月1日以前生まれの方	10,000,001円以上	× 100%	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円
	0円～3,300,000円	× 100%	1,100,000円	1,000,000円	900,000円
	3,300,001円～4,100,000円	× 75%	275,000円	175,000円	75,000円
	4,100,001円～7,700,000円	× 85%	685,000円	585,000円	485,000円
	7,700,001円～10,000,000円	× 95%	1,455,000円	1,355,000円	1,255,000円
	10,000,001円以上	× 100%	1,955,000円	1,855,000円	1,755,000円

(B1) (公的年金等に係る雑所得) = (B) × (D) - (E) こちらを申告書「2所得金額」の⑦に記入してください。	円
---	---

③ 所得から差し引かれる金額に関する事項、④ 所得から差し引かれる金額

控除要件の内容や支払った金額を「3所得から差し引かれる金額に関する事項」に、それに基づく控除額を以下の「表2」を参考に「4所得から差し引かれる金額」へ記入してください。

「表2 所得控除一覧」

控除の種類	控除の要件等	控除額（住民税の場合の額）	記入欄
⑬ 社会保険料控除	令和2年中に、あなたやあなたと生計を一にする親族の国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料などを支払った場合 ◎必要書類・・・国民年金保険料、国民年金基金掛金は社会保険料控除証明書	支払金額全額 ※給与・公的年金等から差し引きされた保険料は、給与・公的年金等の支払いを受けた人の所得からしか控除できません。	3の⑬ 4の⑬
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	令和2年中に、小規模企業共済の掛金又は個人型確定拠出年金の掛金、心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合 ◎必要書類・・・支払った掛金額の証明書	支払金額全額	4の⑭
⑮ 生命保険料控除	令和2年中に、あなたやあなたの配偶者その他親族を受取人とする生命保険、介護医療保険、個人年金保険の保険料・掛金を支払った場合 ◎必要書類・・・支払額などの証明書	【P.6資料③ 生命保険料控除額の計算表】により計算した生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料の控除額の合計額 [合計適用限度額] 70,000円	3の⑮ 4の⑮
⑯ 地震保険料控除	令和2年中に、あなたやあなたと生計を一にする親族が有する家屋で常時居住の用に供するものの地震保険料・旧長期損害保険料を支払った場合 ◎必要書類・・・支払額などの証明書 ※1つの契約で地震保険料と旧長期損害保険料の両方を支払っている場合は、どちらかの保険料の選択となります。	【P.6資料④ 地震保険料控除額の計算表】により計算した地震保険料・旧長期損害保険料の控除合計額 [合計適用限度額] 25,000円	3の⑯ 4の⑯
⑰ 寡婦控除	⑱「ひとり親」に該当せず、事実上婚姻関係と同様事情にあると認められる一定の人がいない場合 (1) 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされていない者で、令和2年中の総所得金額等が48万円以下の者に限る)がいる人で、合計所得が500万円以下 (2) 夫と死別した後婚姻をしていない、又は夫の生死が明らかでない人で、合計所得が500万円以下	26万円	3の⑰ 4の⑰ ～⑱

控除の種類	控除の要件等	控除額（住民税の場合の額）	記入欄
⑱ ひとり親控除	婚姻をしておらず(未婚、離婚、死別、生死不明を問わない)、次の全てに該当する場合 (1) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいない (2) 生計を一にする子(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族とされていない者で、令和2年中の総所得金額等が48万円以下の者に限る)がいる人で、合計所得金額が500万円以下	30万円	3の⑱ 4の⑰ ～⑱
⑲ 勤労学生控除	大学、高等学校などの学生・生徒で、令和2年中の合計所得金額が75万円以下(給与所得の場合、収入額で130万円以下)かつ給与以外の所得が10万円以下の場合 ◎必要書類・・・学校から交付された学生証等	26万円	3の⑲ 4の⑲ ～⑳
㉓ 障害者控除	あなたや控除対象配偶者、扶養親族(16歳未満含む)が障害者の場合 ◎必要書類・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳、障害者控除対象者認定証 【各障害者控除の該当要件】 ○障害者 身体障害者手帳3～6級の方、療育手帳の表示Bの方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるとして福祉事務所から障害者控除対象者認定証を受けた方など ○特別障害者 身体障害者手帳1、2級の方、療育手帳の表示Aの方、精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級が1級の方、65歳以上の方で障害の程度が特別障害者に準ずるとして福祉事務所等から障害者控除対象者認定証の交付を受けた方など ○同居特別障害者 特別障害者のうち、あなたやあなたと生計を一にする親族との同居を常としている方	○自身が障害者の場合 ・障害者……………26万円 ・特別障害者……………30万円 ○配偶者・扶養親族が障害者の場合 (1人につき) ・障害者……………26万円 ・特別障害者……………30万円 ・同居特別障害者……………53万円 *あなたの合計所得が1,000万円を超えていても、生計を一にしている配偶者が障害者である場合に、配偶者の合計所得金額が48万円以下であれば配偶者の障害者控除を適用することができます。	3の㉓ 4の⑲ ～㉓
㉑ 配偶者控除	あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下の場合で、あなたの配偶者(内縁関係を除く)が以下の要件に該当する場合 (1) あなたと生計を一にしている。 (2) 合計所得金額が48万円以下である。 (3) 事業専従者ではない。 (4) 他者の扶養親族ではない。	あなたと配偶者の合計所得を【P.6資料⑤ 配偶者控除・配偶者特別控除額の表】に当てはめた額	3の㉑ ～㉒ 4の㉑ ～㉒
㉒ 配偶者特別控除	あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下の場合で、あなたの配偶者(内縁関係を除く)が以下の要件に該当する場合 (1) あなたと生計を一にしている。 (2) 前年中の合計所得金額が48万円超で133万円未満の場合 ※配偶者控除との併用は不可	あなたと配偶者の合計所得を【P.6資料⑤ 配偶者控除・配偶者特別控除額の表】に当てはめた額	3の㉑ ～㉒ 4の㉑ ～㉒
㉓ 扶養控除	親族が以下の要件に該当する場合 (1) あなたと生計を一にしている。 (2) 令和2年中の合計所得金額が48万円以下である。 (3) 年齢が16歳以上である。 (4) 事業の事業専従者ではない。 (5) 他者の扶養親族ではない。 ※一人を複数の人が扶養親族又は控除対象配偶者とすることはできません。 ※16歳未満の扶養親族(年少扶養親族)は、扶養控除の対象にはなりません。が、住民税の非課税を判定する際の扶養親族数には算入されますので、「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の「16歳未満の扶養親族」欄に、氏名などを記入してください。 ○同居老親等…あなた又はあなたの配偶者との同居を常としている。あなた又はあなたの配偶者の直系尊属(両親、祖父母など。叔父・叔母などは該当しません)のこと。	扶養親族1人につき 16歳未満の親族(年少扶養親族)……………0円 16～18歳の親族……………33万円 19～22歳の親族(特定扶養親族)……………45万円 23～69歳の親族……………33万円 70歳以上の親族(老人扶養親族)……………38万円 老人扶養親族のうち同居老親等……………45万円	3の㉓ 4の㉓
㉔ 基礎控除	合計所得金額が2,500万円を超えない場合、合計所得金額に応じて、一定の額が所得から控除される	合計所得金額が 2,400万円以下……………43万円 2,400万円を超え2,450万円以下……………29万円 2,450万円を超え2,500万円以下……………15万円	4の㉔
㉕ 雑損控除	令和2年中に、あなたやあなたと生計を一にする親族が所有する生活用資産が、災害、盗難、横領によって損害を受けた場合 ◎必要書類・・・罹災証明書、被害届出証明書 ・・・災害関連支出の領収書など	次のいずれか多い金額 (1) (損失額-保険等による補てん額)-(総所得金額等の10%) (2) 災害関連支出金額-5万円	3の㉕ 4の㉕
㉖ 医療費控除	令和2年中に、あなたやあなたと生計を一にする親族の医療費を一定金額以上支払った場合 ◎必要書類・・・医療費や医薬品の明細書(領収書を一覧にしてまとめたもの) ・・・おむつ代については医師の発行する「おむつ使用証明書」など ※医療費控除の対象とならないものの具体例 (1) 介護用品の購入費やレンタル料 (2) 疾病予防や健康増進のための健康食品、栄養ドリンク (3) インフルエンザ、肺炎球菌等の予防接種 (4) 人間ドックその他の健康診断の費用 ただし、健康診断により重大な疾病が発見され、かつその疾病の治療をした場合には、その健康診断の費用も医療費控除の対象となります。	(支払った医療費の額-保険金等補てんされる額)-(「総所得金額等の5%」又は「10万円」のいずれか少ない金額) [控除限度額 200万円]	3の㉖ 4の㉖
セルフメディケーション	令和2年中に、あなたが特定健康診断やインフルエンザの予防接種といった一定の取組を行っており、あなたやあなたと生計を一にする親族に係る「スイッチOTC医薬品」の購入費用が12,000円を超える場合 ◎必要書類・・・セルフメディケーション税制の明細書(対象の医薬品の購入金額等を一覧にしたもの)、一定の取組を行ったことを明らかにする書類(予防接種の領収書や健診の結果通知等)	・支払った一定のスイッチOTC医薬品の合計額-保険金等により補填される部分の金額-12,000円 [控除限度額 88,000円]	3の㉖ 4の㉖

【資料③ 生命保険料控除額の計算表】

(a) 新契約保険料用控除額の計算		(b) 旧契約保険料用控除額の計算					
支払った保険料の金額	控除額	支払った保険料の金額	控除額				
0円～12,000円	支払保険料の全額	0円～15,000円	支払保険料の全額				
12,001円～32,000円	支払保険料 ×1/2+6,000円	15,001円～40,000円	支払保険料 ×1/2+7,500円				
32,001円～56,000円	支払保険料 ×1/4+14,000円	40,001円～70,000円	支払保険料 ×1/4+17,500円				
56,001円以上	一律28,000円	70,001円以上	一律 35,000円				

生命一般保険料	申告書表面3の⑮ 「新生命保険料の計」	(A) 円	申告書表面3の⑮ 「旧生命保険料の計」	(B) 円	計 (ア)+(イ)=(ウ)	(イ)と(ウ)のいずれか 大きい金額
	(A)を(a)の式で 計算した金額	(ア) 円 (最高28,000円)	(B)を(b)の式で 計算した金額	(イ) 円 (最高35,000円)	(ウ) 円 (最高28,000円)	(エ) 円
個人年金保険料	申告書表面3の⑮ 「新個人年金保険料の計」	(C) 円	申告書表面3の⑮ 「旧個人年金保険料の計」	(D) 円	計 (オ)+(カ)=(キ)	(カ)と(キ)のいずれか 大きい金額
	(C)を(a)の式で 計算した金額	(オ) 円 (最高28,000円)	(D)を(b)の式で 計算した金額	(カ) 円 (最高35,000円)	(キ) 円 (最高28,000円)	(ク) 円
介護医療保険料	申告書表面3の⑮ 「介護医療保険料の計」の 金額	(E) 円	/			(ケ)の金額
	(E)を(a)の式で 計算した金額	(ケ) 円 (最高28,000円)				(ケ) 円
生命保険料控除額(エ)+(ク)+(ケ) こちらを申告書「4所得から差し引かれる金額」の⑮に記入してください。						円

【資料④ 地震保険料控除額の計算表】

* 1つの契約で地震保険料と旧長期損害保険料の両方を支払っている場合は、どちらかの保険料の選択となります。

地震保険料		旧長期損害保険料	
申告書表面3の⑯の 「地震保険料の計」の金額	(F) 円	申告書表面3の⑯の「旧長期 損害保険料の計」の金額	(H) 円
(F) × 1/2	(G) 円 (最高25,000円)	(H)が5,000円以下の場合 …(H)の金額 (H)が5,001円以上の場合 …(H) × 1/2 + 2,500円	(I) 円 (最高10,000円)
地震保険料控除額 (G) + (I) こちらを申告書「4所得から差し引かれる金額」の⑯に記入してください。		円 (最高25,000円)	

【資料⑤ 配偶者控除・配偶者特別控除額の表】

あなたの合計所得 (J) 円 配偶者の合計所得 (K) 円

※あなたの合計所得が1,000万円を超える場合は控除対象外です。

控除の種類	(K)の金額	(J)の金額		
		9,000,000円以下	9,000,001円 ～9,500,000円	9,500,001円 ～10,000,000円
配偶者控除	480,000円以下	配偶者が70歳未満の場合	330,000円	220,000円
		配偶者が70歳以上の場合	380,000円	260,000円
配偶者特別控除	480,001円～1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円
	1,000,001円～1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円
	1,050,001円～1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円
	1,100,001円～1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円
	1,150,001円～1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円
	1,200,001円～1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円
	1,250,001円～1,300,001円	60,000円	40,000円	20,000円
1,300,001円～1,330,001円	30,000円	20,000円	10,000円	
	1,330,001円以上	0円		

配偶者控除 / 配偶者特別控除	円	こちらを申告書表面4の㉑～㉒に記入してください。
-----------------	---	--------------------------

例：あなたの合計所得900万円以下、配偶者の合計所得80万円の場合
配偶者特別控除が330,000円 この控除額を申告書表面4の㉑～㉒へ記入します。

申告書の書き方 【裏面】

6 給与所得の内訳 <small>（日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。）</small>		7 事業・不動産所得に関する事項			
月	日	給	勤務日数	月	取
1		円			円
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞与等				円	
合計				円	
勤務先所在地				円	
勤務先名				円	
電話番号				円	
8 配当所得に関する事項					
所得の種類		所得の生ずる場所		収入金額	
				円	
9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項					
種目		所得の生ずる場所		収入金額	
				円	
10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項					
総合譲渡		収入金額		必要経費	
短期		円		円	
長期		円		円	
一時		円		円	
<small>以上のイの金額を表面のつに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。ニ 合計 イ×(ロ+ハ×2)/2</small>					
11 事業専従者に関する事項					
氏名		続柄		専従者給与(控除)額	
氏名		続柄		専従者給与(控除)額	
氏名		続柄		専従者給与(控除)額	
<small>所得税における青色申告の承認の有無 承認あり・承認なし 合計額</small>					
12 別居の扶養親族等に関する事項					
氏名		住所			
氏名		住所			
氏名		住所			
13 事業税に関する事項					
課税所得		課税標準		課税額	
課税所得		課税標準		課税額	
課税所得		課税標準		課税額	
<small>前年中の 開始・廃止 月 日</small>					
<small>□ 他都道府県の事務所等</small>					
14 配当割額又は株式譲渡所得割額の控除に関する事項					
特定配当等に係る所得金額		特定株式等譲渡所得金額		総所得金額	
円		円		円	
<small>特定配当等とは、特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を記入してください。</small>					
配当割額控除額		円		円	
株式等譲渡所得割額控除額		円		円	
15 寄附金に関する事項					
都道府県、市区町村等(特別控除対象)		寄附金額		円	
寄附金額		円		円	
寄附金額		円		円	
<small>支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ適用した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特別認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、1欄に記入してください。</small>					
16 所得金額調整控除に関する事項					
氏名		住所		控除額	
氏名		住所		控除額	
氏名		住所		控除額	

6 給与所得の内訳

源泉徴収票のない方は、収入金額、賞与等、勤務先名などを記入し、収入が分かる書類(給与明細等)を添付してください。

※源泉徴収票のある給与については**表面のみ**の記入してください。

7 事業・不動産所得に関する事項

事業所得(内職含む)、農業所得、不動産所得などがある方は、所得の種類と、所得ごとに収入、必要経費などを集計した金額を記入ください。

8 配当所得に関する事項

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

該当する所得がある方は所得の内容、収入金額、必要経費などを記入してください。

11 事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名、続柄、従事月数、専従者給与(控除)額などを記入してください。

12 別居の扶養親族等に関する事項

扶養親族・控除対象配偶者のうち、あなたと別居している方の氏名、個人番号、住所を記入してください。

13 事業税に関する事項

個人事業税(県税)が課税される業務を営む方で、その事業の所得金額が事業主控除額(290万円)。令和2年中に開・廃業した場合は月割相当額)を超える場合は、該当項目を記入してください。

14 配当割額又は株式譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額又は特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式譲渡等所得割額の控除を受けようとする場合は、配当・譲渡益から特別徴収された県民税配当割又は県民税株式譲渡等所得割の額を記入してください。

15 寄附金に関する事項 ◎必要書類…寄附金等の受領書

都道府県や市区町村への寄附金(ふるさと納税など)、長野県共同募金会もしくは日本赤十字社長野支部への寄附金又は所得税の寄附金控除の対象となる寄附金等のうち長野県もしくは飯田市が条例で定めたものに対する寄附金等の金額を、該当する欄に記入してください。

住民税を申告する場合は、ワンストップ特例制度を利用した方も、当該欄に寄附金額等を記載し、必要書類を添付していただかないと当該控除を受けることができませんので、該当する方は必ず記載してください。

16 所得金額調整控除に関する事項

給与等の収入金額が850万円を超える方で、次の(1)から(3)に該当する親族がいる場合、所得金額調整控除の対象になります。この控除を受けようとする場合、該当する親族の方の氏名、続柄、個人番号、生年月日、障害の等級等の情報を記入してください。

(1) 特別障害者に該当する、(2) 年齢23歳未満の扶養親族を有する、(3) 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する。

※この控除は扶養控除とは異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がありません。例えば、夫婦ともに対象となる場合は双方に適用することができます。

◎必要経費や専従者控除、減価償却等の事業所得に関しての詳細は、別途配布されている「令和2年分 収支内訳書の書き方」(税務署作成)や国税庁ホームページをご覧ください。飯田税務署又は税務課市民税係までお問い合わせください。

申告書提出時の添付書類について

住民税申告書の提出時には、下記の書類を添付してください。

○マイナンバー(個人番号)と身元を確認するための書類

マイナンバーカード(顔写真付)をお持ちの方	マイナンバーカードのコピー
マイナンバーカードをお持ちでない方	写真付き身分証明書(運転免許証等)のコピー +マイナンバーの分かるもの(通知カード等)のコピー

※プレ印字の申告書(氏名、住所等を当市で印字し送付したもの)をご使用の場合、身分証明書の添付は不要です。マイナンバーの分かる書類のコピーを添付してください。

○収入を明らかにできる書類 → P. 3 《表1》 各所得の項を参照

○控除をうけるために必要な書類 → P. 4~5 《表2》 各控除の項、P. 7 ㉔ を参照

市・県民税の申告に係る税制の改正等

○給与所得控除の見直し → P. 4 【資料①】

給与所得控除額が一律10万円引下げられます。給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円、その上限が195万円に引き下げられます。

○公的年金等控除の改正 → P. 4 【資料②】

公的年金等控除額が一律10万円引下げられます。公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額については、195万5千円が上限となります。公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額に応じ、公的年金等の収入に係る控除額が逡減します。

○基礎控除の改正 → P. 5 ㉔

基礎控除額が一律10万円引き上げられます。合計所得金額が2,400万円を超える方についてはその合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える方については基礎控除が適用されなくなります。

○扶養親族等の合計所得金額の要件などの見直し → P. 5 ㉑、㉒等

親族を扶養にとる際の合計所得金額の要件が変わります。

○未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の見直し等 → P. 4 ㉑、P. 5 ㉒

従来の寡婦・寡夫控除が再編され、寡婦控除・ひとり親控除となります。これにより、従来は控除を受けることができなかった未婚のひとり親も控除を受けることができるようになる等の変更がなされています。

○所得金額調整控除の創設 → P. 4 ㉑、P. 7 ㉓

1 給与等の収入金額が850万円を超える方で、次の(1)から(3)に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

(1) 特別障害者に該当する (2) 年齢23歳未満の扶養親族を有する (3) 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する。※この控除は扶養控除とは異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がありません。例えば、夫婦ともに対象となる場合は双方に適用することができます。

・所得金額調整控除 = (給与等の収入金額(1,000万円を超える場合には、1,000万円) - 850万円) × 10%

2 給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合には、給与所得(10万円を限度)及び公的年金等に係る雑所得(10万円を限度)の金額の合計額から10万円を控除した残額が、給与所得の金額から控除されます。

・所得金額調整控除 = (給与所得(10万円を超える場合は10万円) + 公的年金等に係る雑所得(10万円を超える場合は10万円) - 10万円)

○調整控除の見直し

合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除が適用されなくなります。

太陽光発電設備による売電収入の申告について

自宅や土地に太陽光発電設備を設置し、発電による電力を電力会社に売却している方が増えています。売電収入は、それを事業として行っている場合や、他に事業所得がありその付随業務として行っているような場合には「事業所得」、個人が太陽光発電設備を家事用資産として使用し、その余剰電力を売却しているような場合には「雑所得」として所得税・住民税の課税対象になりますので、所得税の確定申告または住民税の申告をしてください。

なお、収入が年末調整済みの給与または公的年金と売電収入のみの方の場合、売電に係る所得金額が20万円以下のときは所得税の確定申告は必要ありませんが、市・県民税の申告はしていただく必要がありますので、ご注意ください。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{電力会社から支払われた} \\ \text{売電料} \\ \hline \text{(収入金額)} \\ \hline \end{array} - \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{太陽光発電設備の} \\ \text{減価償却費} \\ \text{(耐用年数17年)} \\ \hline \text{(A)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{その他の} \\ \text{経費} \\ \hline \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{|c|} \hline \text{売却した} \\ \text{電力量} \\ \hline \end{array}}{\begin{array}{|c|} \hline \text{発電した} \\ \text{電力量} \\ \hline \end{array}} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得} \\ \text{金額} \\ \hline \end{array}$$

◆売電に係る所得金額の計算方法

(A) 「減価償却費」 = (設備の取得価額 - 補助金) × 償却率 0.059 × (その年に使用していた月数 ÷ 12月)

※「0.059」は耐用年数17年の場合の償却率

(B) 「その他の経費」には設備導入に係る借り入れ利息などが該当します。